平成２６年（フ）第７０４号
神奈川県綾瀬市上土棚中３丁目11番87―405号
債務者　今崎千惠美
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８８号
横浜市港北区新吉田東３丁目32番19―201号
債務者　杉田　信次
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４９号
横浜市西区浅間町５丁目386番地12　洪福寺ハイツ302号
債務者　早川なおみ
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４２２号
大阪市此花区伝法６丁目１番79号
債務者　中神　卓真
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８号
岐阜県高山市昭和町２丁目９番地
債務者　山田　典子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第８１号
愛知県豊田市久岡町４丁目73番地　マルシェ502号
破産者　野中　　晃
1　主文　当裁判所が平成26年５月30日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中、破産者の住所につき「愛知県豊田市寿町４丁目49番地１　真栄マンション403号」とあるのを「愛知県豊田市久岡町４丁目73番地マルシェ502号」と更正する。
2　決定年月日　平成26年６月20日
名古屋地方裁判所岡崎支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第６８２１号
神奈川県川崎市中原区中丸子383番地
破産者　株式会社クロセエンジニアリング
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７６０号
東京都大田区下丸子１丁目19番７号
破産者　聖電工業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５０３号
東京都大田区中央５丁目11番８号
破産者　東神貿易株式会社
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８１４号
東京都千代田区飯田橋２丁目９番３号
破産者　日本広報工芸株式会社
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７３４号
広島県広島市中区舟入南４丁目７―16
破産者　戸田　俊行
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３０９号
埼玉県川口市並木３丁目32―４―203
破産者　當間　達郎
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９６６号
東京都世田谷区上馬４丁目41番１号
破産者　キーホーム株式会社
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７００号
大阪市中央区北新町３番11号グランドーールビル１階
破産者　株式会社アッシュザグラウンド
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９２４号
大阪府東大阪市池島町３丁目２番３号
破産者　大瀧運送株式会社
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２号
群馬県利根郡川場村大字生品2052番地
破産者　株式会社岡村組
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
香川県坂出市元町２丁目１番１号
破産者　有限会社らくだ屋
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０９号
最後の住所高知市一宮中町１丁目19番27号
破産者　亡眞城敏之相続財産
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係